

信用保証協会を利用されるみなさまへ

信用保証協会 団体信用生命保険制度

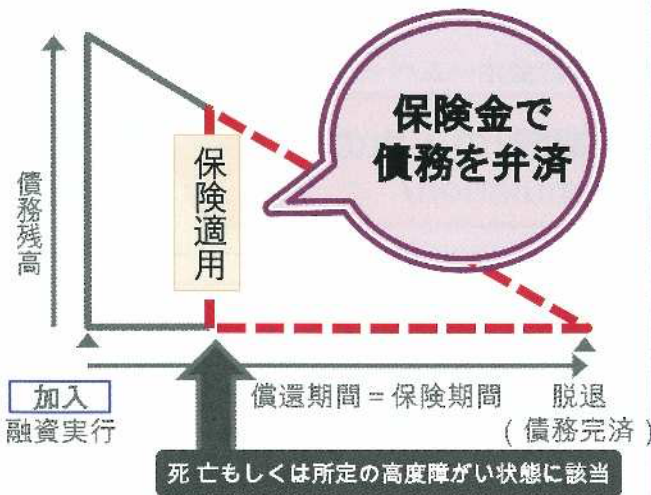
《保証協会団信》を検討しませんか？

代表者の方に万一のことがあった場合、
信用保証協会の保証付融資残高に相当する保険金が支払われる保険です。
つまり、《保証協会団信》とは、

後継者やご家族の方を守る制度です。

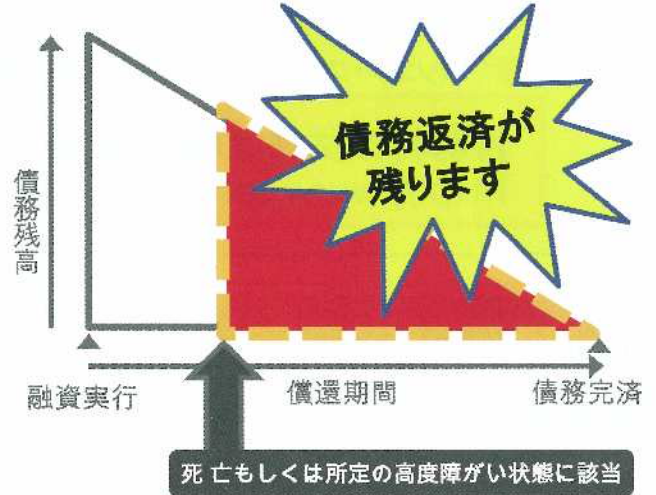
《保証協会団信》を 利用された場合

事業の維持・継続の
負担が軽減！



《保証協会団信》を 利用されなかった場合

事業の維持・継続が
心配...



2019年4月から

5歳拡大!

《保証協会団信》を利用いただける年齢が広がります！

	制度変更後(2019年4月)
加入年齢	満20歳以上 満71歳未満*
継続期限	満75歳 となった日の属する弁済責任期間の末日まで

*年齢は、加入申込日(告知日)現在の年齢です。

お申込みにあたっては、申込書にセットされている「ご加入にあたって」を必ずご確認ください。

保証協会団信の特徴は・・・

① 加入いただきやすい特約料

- 毎年1回の支払時の融資残高をもとに計算されるため、余分な負担がありません。
- お支払いは口座振替のため手間がかかりません。

《 特約料の目安 》（元金均等返済・据置期間なし・融資金額100万円あたり）

（単位：円）


借入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	総支払額	ひと月あたり
3年	4,880	2,770	970	—	—	—	—	—	—	—	8,620	約 240
5年	5,080	3,820	2,740	1,660	580	—	—	—	—	—	13,880	約 232
7年	5,180	4,270	3,500	2,730	1,960	1,190	420	—	—	—	19,250	約 230
10年	5,240	4,610	4,070	3,530	2,990	2,450	1,910	1,370	830	290	27,290	約 228

※融資金額が1,000万円であれば、上表の目安額を10倍した金額となります。

※上記の金額は目安であり、返済方法や返済状況等で異なります。

※特約料は今後変更される場合があります。

※2017年4月改定

 パソコン・スマートフォンで全国信用保証協会連合会ホームページへアクセス

特約料の試算は「借入金額」と「借入期間」の入力のみ！
<http://www.zensinhoren.or.jp/simulation/>



② 簡単なお申込み手続き

- 健康状態等の告知によるお手続きで、医師の診査は不要です。*

※ お申込みをされる保険金額（借入金額）が5,000万円を超える場合には、所定の「健康診断結果証明書」のご提出が必要となります。

③ ご加入の対象となる方

- 下記(1)(2)いずれかに該当する方

(1) 個人事業主

(2) 中小企業基本法第2条第1項、または、信用保証協会法第20条第4項に定める「中小企業者」に該当する法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人（複数いる場合は、そのうちの1名に限ります。）

保険契約者

JFG 一般社団法人
全国信用保証協会連合会

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目1番地 オーク神田ビル9階

<URL> www.zensinhoren.or.jp

<TEL> 保証協会団信専用ダイヤル: 0120-966-023（通話料無料）/ 03-6823-1203

受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

日本-団信-2018-707-11747-B(H30.11.14)